

証券取引及び国税に係る行政調査権限との比較

	独占禁止法	証券取引法*	所得税法
調査形態	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)
許可状の要否	否	否	否
処分・権限	出頭命令 (法第 47 条 1 項 1 号)	-	-
	審尋 (法第 47 条 1 項 1 号)	質問 (法第 177 条 1 号)	質問 (法第 234 条)
	報告徴収 (法第 47 条 1 項 1 号)	報告徴収 (法第 177 条 1 号)	-
	立入検査 (法第 47 条 1 項 4 号)	立入検査 (法第 177 条 2 号)	帳簿書類等検査 (法第 234 条)
	提出命令 (法第 47 条 1 項 2 号)	-	-
	物件留置 (法第 47 条 1 項 2 号)	-	-

* 課徴金に係る事件についての調査権限に限る

独占禁止法

- 第四十七条** 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。
- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
 - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
 - 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
 - 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

証券取引法

- 第一百七十七条** 内閣総理大臣は、第一百七十三条第一項、第一百七十四条第一項又は第一百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。
- 一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
 - 二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

所得税法

- 第二百三十四条** 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十二条第九号において同じ。）その他の物件を検査することができる。
- 一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第二百五条第三項（年の中途中で死亡した場合の確定申告）若しくは第二百二十七条第三項（年の中途中で出国をす

る場合の確定申告)これらの規定を第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者

二 第二百五十五条第一項(支払調書)に規定する調書又は第二百二十六条から第二百二十八条の二まで(源泉徴収票等)に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書を提出する義務がある者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者